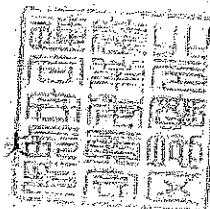


4北農委連発第17号

令和4年10月13日

北多摩地区農業委員会連合会  
各市農業委員会会長様

北多摩地区農業委員会連合会  
会長 松村俊



令和4年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の  
推薦について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会の事業推進に当たりましてはご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、本年度も別添表彰規定に基づき実施いたしますので、下記のとおり表彰候補者をご推薦くださいますようお願いいたします。

## 記

- 1 推薦期限 令和4年12月1日（木）
- 2 推薦人数 1名（なお、すでに本会及び東京都農業会議の表彰を受けた方は除きます。）
- 3 提出書類 推薦調書1部（別紙様式）
- 4 提出先 北多摩地区農業委員会連合会会長市事務局  
（清瀬市農業委員会事務局）
- 5 その他 本件の表彰式並びに記念講演は、令和5年2月3日（金）  
13:30より清瀬市役所4階研修室1・2・3で開催する予定です。



提出・問合せ

清瀬市農業委員会事務局

電話 042-492-5111

(内線2212)

FAX 042-492-2415

担当 中野・山下

## 北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定

昭和38年制定

昭和60年11月12日改正

平成15年10月23日改正

平成18年10月13日改正

### (目的)

第1 北多摩地区の農業は、東京農業の中心的役割を果たしており、企業的農業経営を目指す農業経営者が多い。

各農業委員会は農業会議と連携し、特に企業的農業経営への途を探求し調査しているが、本連合会も事業の一環として、管内における優秀農業経営者等を表彰し、もって他の模範とするとともに農業経営の振興と近代化を図ることを目的とする。

### (表彰対象者、要件)

第2 表彰対象者と要件は次に定めるとおりとする。

#### (1) 表彰対象者

ア 原則として個人を対象とする

イ 農業経営を行う者で、その範囲は別表のとおりとする

#### (2) 表彰要件

次の各号のいずれかに該当する、推薦日において過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者

ア 農業経営等に関連し創意工夫を行い、経営上投下資本、労力に対する効率の高い経営を行う者

イ 農家の生活改善でその効果顕著な者

ウ その他、農業経営等につき特に優秀と認める者

### (推薦)

第3 推薦母体は農業委員会とし、推薦書に別に定める様式による優秀農業経営者表彰調書を付し、所定の期日までに本会事務局へ提出するものとする。

### (審査)

第4 審査は理事会で行い、表彰者を決定する。また、必要に応じて実地調査を行う。

2 表彰者は本会の性格上、一市に偏することのないよう配慮するものとする

る。

(表彰)

第5 表彰は本会の予算の範囲内で行う。

(その他)

この規定は、平成18年10月13日から施行する。

(別表 第2関係) 農業経営の範囲

部 門	経 営 区 分
野 菜	露地野菜、施設野菜
花 卉	露地花卉、施設花卉
植 木	植木の育成、育成+造園など
果 樹	果樹
特用作物	茶、しいたけなど
酪 農	酪農 (肉牛を含む)
養 豚	種豚から肉豚への一貫、肉豚
養 鶏	採卵鶏
複 合	上記のうちいずれかを併せて行う経営

※ 複合部門については、全収入の中で各部門の売上の占める割合がほぼ均衡しているものとする。